

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
委託契約全体	見積合せ	複数年にわたり1者と継続して契約している随意契約は個別には施行令の条件に該当するものもあるが、他者の辞退理由を分析しPDCAサイクルを効かせて、次の選定に際し業者選定の透明度をできるだけ上げ、競争性を確保するように努められたい。		1		25
	見積合せ	数者見積りで応札1者という契約であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。		2		25
	企画提案方式（プロポーザル方式）	非公募型の企画提案方式の採用は限定的・例外的であるべきことを周知徹底されたい。また、採用後は随意契約である事から、参加者数者で応札1者という結果であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。非公募型の場合は応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。		3		25
	特命随意契約について	原課からすれば特命随意契約は基本的に受託者の見積書をそのまま委託額として採用せざるを得ないとの認識である。またどのような積算のもとに算出された見積りであるのかも、把握する必要がないとしている。そのため実績確認も不要又は不可能との見解である。しかし、予算統制は存在しているため一定の制約が存在していると主張する。 他方、監査人からすれば公金の支出であるが故に支出額の算定について、その根拠が明確に説明できない委託契約は締結すべきでなく、当該行政サービスは直営で行うか、それが不可能であれば取りやめるべきものであると考えている。原課の言う予算統制は、前年度の予算編成時に受注見込み先からあらかじめ見積書を入手し、指名したい業者の見積書で予算を編成し、その業者が確実に受注できる環境を事前に整備するという手順になっている。特命随意契約となると、包括外部監査人や市民等の第三者からその予定価格、委託額の妥当性が一切明確とならない現状は、不適切な事例発生温床にもなりかねず、問題があると言わざるを得ない。 今回の個別の委託契約に関する監査結果において、見積額および実績確認の指摘事項等が特命随意契約に多いが、全く相反する原課と監査人の認識であり、認識の溝が埋まらなかった。しかし、内部統制制度の構築が喫緊の課題である今日において、予定価格を的確に算定しないまま業者の見積書の内容を受け入れるという原課の判断で特命随意契約としての委託契約事務が適切に遂行できているという主張では市民に対する十分な説明ではないことは明白である。その契約事務に内部統制制度の整備が要請されているのである。 今後、特命随意契約に対して首長の指示のもと、どのような内部統制制度を構築し、それに対してどのようなモニタリングを行えば有効性の評価として十分であると立証できるのか、換言すれば特命随意契約の事務事業に対してリスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善のPDCAサイクルをどのように構築するのかを早急に検討すべきことに留意されたい。		4		27
	委託保証金について	委託審査委員会での審議事項とするなど判断主体およびその判断理由についての客観的な根拠資料を整備しておくべきである。各部局に判断を任せているとはいえども、実績を確認した等の免除の判断の資料を文書化すべきことに留意されたい。		5		29

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	情報システムの調達について	見積合わせによる随意契約となる理由として仕様書が具体的・一義的に記載できない場合が挙げられているが、調達ガイドラインによると、調達仕様書は、調達後に余計な費用がかからないように、また、要望どおりのシステムが調達できるように、調達仕様書として必要な情報は網羅的かつ具体的に記載し、あいまいな要求、要件を排除することが必要とされる。システム調達にあたっては特に仕様書が具体的・一義的に記載できない事はあってはならず、一義的になるまで内容を詰めるべきである。 システム調達では、たとえ導入時には安価であっても、ライフサイクルコストが多額となるケースも発生する。システム調達に当たっては、厳格に「神戸市情報システム調達ガイドライン」に則って行われるべきあり、総合評価落札方式を採用する事が望まれる。		6		30
	委託契約事務の具体的な仕組みについて	現行の請負・委託での競争入札分散型システムには内部統制上の重要な不備がある。個別委託契約の類型Ⅱ（委託契約でなくその他請負である）、類型Ⅲの指摘事項（委託契約ではあるが競争入札すべきもの）がその具体例である。 現状はシステム調達とWTO特定調達は総合評価一般競争入札を原課で行わなければならないが、ヒアリングの結果、少なくとも各局には競争入札が浸透していない。また浸透させるべき契約監理課が入札になじまないとして競争入札を拒否した以下の事案もある。 （環境局） ・管理番号31：布施畑処分場等浸出水管理計画及び建設改修基本設計業務 ・管理番号32：平成28年度第1次クリンセンター事後調査業務 ・管理番号33：長尾山処分場長期的排水管理等検討及び施設改修基本設計業務 （建設局） ・管理番号12：河川モニタリングカメラシステムの構築（更新）及び運営管理業務 原課に競争入札のノウハウがなく、その結果として神戸市のいう随意契約を選択せざるをえない。必然的に神戸市のいう随意契約を選択せざるをえない流れではあるが、より本質的な問題は、競争入札できないものが委託契約であるとされ、随意契約を採用することに疑問を持っていないことにある。請負・委託の契約種類の判定と競争入札採用・不採用の区別は別のものであるはずだが、委託審査委員会でも両者の判別ができておらず、競争入札の方法を選択する監督機能が発揮されていない。入札を回避して法的根拠のない見積合せを行うという致命的な地方自治法違反を組織的に犯す委託契約事務の執行制度が構築されている。競争入札案件は確実に競争入札を実施し、随意契約の中で競争入札すべき契約を皆無にする仕組みが地方自治法に沿った委託契約事務を処理する内部統制制度である。その構築責任は首長にある（地方自治法、第150条第1項）。 契約監理課は、すべての契約案件を同課に集中し、競争入札の可能性を高度な専門性で識別し、同課ですべての競争入札を実施すべきである。競争不可能な地方自治法上の随意契約案件のみを原課で執行することになる。契約種類の判定の前に競争入札可能かどうかを第一に判定することこそが地方自治法の「契約の方法」の考え方に準拠するものである。直ちに委託契約事務の再構築を行わなければ、違法状態を漫然と放置することになる。	1			32

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
企画調整局	職員認証基盤システムのP I N桁数変更対応改修業務委託契約	仕様書に示された成果物の一部（作業報告書）の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。	2		Ⅳ	36
	神戸市スポーツ施設予約システム改修業務委託	神戸市スポーツ施設予約システム改修業務委託について委託先の一般財団法人関西情報センターは(株)ニッセイコムに再委託しているにもかかわらず再委託承諾依頼書が提出されていない（委託事務の執行の適正化に関する要綱第13条第2項第6号）。今後、適正な事務手続きが必要である。	3		Ⅳ	38
	平成28年度第2回創造会議にかかる経費	仕様書に示された一部の納品物の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。	4		Ⅳ	39
行財政局	「旧乾家住宅」の管理運営業務にかかる委託契約について	特命随意契約の場合には諸事情から特定の業者に事務事業を委託せざるを得ないものであり、受託者からすれば必ず自らに契約の依頼が来るものである。そうであれば委託価格設定の主導権も競争入札と比べると圧倒的に受託者側にあると考えざるを得なく、その意味で公金の使用先として委託価額のより明確かつ客観的な積算根拠が必要である。本件の場合、見積額が積算算出されているが項目ごとに一式になっているものの合計にすぎず、見積額の客観性に欠ける。予定価格を積算により設定すべきことに留意されたい。		7	Ⅳ	42
	湊川公園西ビルの管理委託について（28年度）	当ビルは昭和45年8月完成時に財団法人 神戸市都市整備公社がかかわったことから、昭和57年3月31日に神戸市に売却してからもなお継続して市と公社が関わっているものである。関連して、別途多額の組合費（第19節負担金）の支出も発生している。書庫にこのような多額の支出が必要であるか否かを慎重に検討し、施設の処分も含めて、契約の内容を見直されたい。		8	Ⅵ	43
	市税のしおり作成業務	この契約内容は受託者の特別な知識・技術によることなく、一般的な印刷技術を持っている多くの業者が成しえるものである。それであるが故に「見積合せ」という価格競争だけで業者を選定している。 本件は価格のみによる競争が可能なものであり競争入札を実施すべきである。	5		Ⅲ	45
	市税口座振替センター管理運営業務に関する委託料の支出について	当該契約は従来直営で行っていた業務を始めて外部委託したものであり、予定価格135,000千円と高額で、選定評価委員会の審査も行っている。仕様も一義的であり手続き的にはほぼ競争入札である。手数をいとわず当初から地方自治法の原則である競争入札で総合評価型の契約方法を選択するべきである。	6		Ⅲ	46
市民参画推進局	自動交換機ブース撤去にかかる経費支出	神戸市の復旧に関する元契約の仕様書は、別紙1作業仕様一覧表の復旧内容で「詳細は設置管理者と調整のこと」と指示している。業務受託者が元契約作業を終了するには施設管理者と調整することが必要であるが、それを怠っていたのであれば元契約受託者に復旧の責任が生じる。また、設置料を収受していた施設管理者の方でも設置を許可すれば当然生じるであろう程度の欠損等であれば施設管理者自らが原状復帰を行う場合も有りうる。 神戸市が全額負担することになった経緯が不明確である。クレーム対応措置は責任の所在がどこにあったかを確実に文書化し行政責任の範囲を履歴として残さなければならない。神戸市側に全面的な非があるとして原状回復契約を締結しているがその経緯が不明であり、3者協議を行うべきであった。	7		Ⅰ	48
	神戸市立地域福祉センター公共建築物定期点検等業務	公共建築物定期点検業務は一定の有資格者がなしえる業務で、かつ有資格者であれば一定の点検水準結果が当然に期待できるものである。実際に市の業者選定方法も見積合せにより価格だけで選定しており、仕様書も詳細なものである。また、市内業者に限っても65者ほどの当該業務対応可能な者が存在している。 当該契約は委託契約であっても競争入札で業者選定すべきものである。	8		Ⅲ	49

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	庁舎案内業務及び市政情報室受付業務	平成26年度と平成27年度の2回を通じて受託可能業者は7者と多数が認定される。加えて両年度とも見積合せという契約方法により、価格だけで業者を選定している。業務の内容のすべて明示されていないからその他請負契約になじまないという考えもあるが、案内の仕方までを仕様書に明示する必要はない。「おもてなしの心と品位を持って、礼儀正しく、笑顔で挨拶や会釈をするとともに、的確できめ細かく、親切丁寧に対応すること」（仕様書 9、服務規律等）で十分である。それであれば故に、これまでに企画提案方式によらず、また人材派遣会社限定せず当然神戸市の要求水準を満たすであろう業者であるという前提で価格だけの見積合せを行ってきたものであった。 本件契約は委託契約ではなく、その他請負契約（経理契約）として競争入札方式で取り扱うべきものである。	9		Ⅱ	51
保健福祉局	平成28年度臨時福祉給付金等支給業務委託契約	「委託事務の執行の適正化に関する要綱」第15条によれば、事業実績報告書の提出を求め、事業実績報告書は、委託事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならないと規定している。この点について、本委託業務は、事業実績報告書として、委託先である3社より詳細な月次報告書及び年次報告書が提出され事業成果が確認されている。 しかしながら、仕様書においては、目的、業務内容、履行場所、業務実施場所・日についての記載はあるものの、業務報告に関して具体的な報告内容や報告時期が記載されていない。今後は、仕様書においても事業成果を確認するため、具体的な事業実績報告書の提出を求めることを明記することに留意されたい。		9	Ⅳ	54
	平成28年度健康福祉関連包括事務事業の委託契約	「委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日、行財第1395号)」によれば、契約額が100万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。	10		V	57
	後期高齢者健康診査事業の委託契約	「委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日、行財第1395号)」によれば、契約額が100万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。	11		V	58
	神戸市健康診査業務に係る委託契約	「委託契約における随意契約の公表(平成25年2月4日、行財第1395号)」によれば、契約額が100万円を超える特命随意契約については、案件名称、契約日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由、担当部署をホームページにて公表することとされている。本委託契約はこれに該当するが公表されていない。今後は、適切な手続きを行うべきである。	12		V	59
	神戸市配食サービス事業委託契約	委託先から配食事業者に対して配布されている「神戸市配食サービス事業マニュアル」によれば、安否確認について、「①配送時には、確実に安否確認を行うとともに、利用者とコミュニケーションをはかるよう努めること、②不在時には、「不在時の対応」に従い、連絡・確認作業を行い、所定の手続きをとること、③異常を発見した場合には、「異常時の対応」に従い、連絡・確認作業を行い、適切に対応すること」が記載されている。 しかしながら、市は委託先から安否確認状況について、委託先から日報や配達時記録等に関する資料等を入手していない。今後は、委託先から安否確認状況の報告を入手されたい。		10	Ⅳ	61
		「委託事務の執行の適正化に関する要綱」第16条によると、「検査員の報告に基づき、委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを確認しなければならない」と規定しており、また委託契約約款第8条(検査)によると、「委託業務の給付の検査は、委託先からの履行届兼検査合格報告書の提出があった日から10日以内に行う」とされている。 本委託業務における納品書兼検査調書(履行届兼検査合格報告書)を確認すると、委託業務の件名、納入(履行)年月日、検査員等及び立会人の職名及び氏名(押印)、検査合格年月日、納期(履行期)限についての記載がない。今後は、契約の履行を確認するため、適切な手続きを行うべきである。	13		Ⅳ	61
	さざんか療護園設備総括管理業務委託契約	委託契約第4条によれば、市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託してはならないと規定している。 本委託業務においては、平成28年4月1日付で委託先より次の再委託承諾申請書が提出されている。市はこれに基づき申請内容が再委託を承認する基準を満たしているか審査し書面による再委託承諾の通知を行うことになるが、この書面による再委託承諾の通知を失念している。今後は、適正な手続きを行うべきである。	14		Ⅳ	64

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	肺がん検診業務委託契約	読影医出務費に係る委託料は、委託先からの請求書(@20,700円×2人×読影回数129回)により、履行確認し精算処理を行っている。 読影医出務費については、契約条項第10条(実施状況の報告)において、「月ごとの業務の実施状況を市に報告し、検査を受けなければならない」とされており、具体的な報告資料として一年間の「(1)読影委員会の開催回数及び出務した読影医委員の氏名等」を求めているが、月ごとの執務実績を求めている。今後は、契約条項どおりの月ごとの業務状況の報告を受けるように見直しを検討されたい。		11	Ⅳ	66
	神戸リハビリテーション病院公共建築物定期点検業務委託契約	契約事務手続規程第13条によれば、その他請負について、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」契約をいうと規定されている。 市の説明によれば、本業務については、設備等の動作確認のみでなく、専門的見地から施設保全是正に関する意見や設備更新に関する判断等をしていただく必要があるため、委託契約としている旨の確認を住宅都市局建築技術部保全課に行っているとのことである。 しかしながら、本業務は、基本的に公共建築物の法定定期点検であり、点検検査項目、点検の方法・進め方、報告書作成方法等が仕様書において具体的かつ詳細に明示されている。それ以上の意見や判断が専門的見地から必要と認められる業務については、別契約として検討することで十分対応が可能である。すなわち本業務については、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」ため、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものである。委託契約としているが、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。	15		Ⅱ	68
	神戸市看護大学常駐警備業務委託契約	本業務については、見積合せにおいて価格のみによる業者の選定を行っていることから明らかなように業務内容を仕様書においても「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示でき」価格のみによる競争が可能な契約であると考えられる。したがって、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。	16		Ⅱ	71
	看護大学図書館データ入力業務委託契約	本委託業務における特命随意契約理由として「神戸市外国語大学消費生活協同組合は、本学の開設前から同業務を委託しており、外国語大学での実績をはじめ、信頼のおける業者である」ことをあげている。しかしながら、業務内容から判断すると代替する業者がいらないとはいえず、同様の業務に精通した業者は、多数存在し他の民間業者でも十分対応可能な業務であるといえる。 安易に競争原理を排除した例外的な契約方法である特命随意契約とするのではなく、競争性、公平性の観点から、競争入札あるいは見積合せによる業者選定方法を検討されたい。	17		Ⅲ	72
こども家庭局	仕事・子育て両立支援事業に関する委託契約費	神戸市では再委託を行う場合は、事前に受託者側から神戸市長宛に「再委託承認願」を提出し、承諾にあたっては委託審査委員会で審議することになっている(委託事務の執行の適正化に関する要綱第13条第2項第6号)。また再委託契約の締結がある場合は、契約書のコピーを後日提出することになっている。 上記のように、株式会社ママスクエアはオフィス仕様の改修をコクヨマーケティング株式会社に再委託しているが、「再委託承認願」も提出されておらず、神戸市も受領していない。また委託審査委員会の審議もなされていない。更に、再委託先との契約書のコピーも提出されておらず、神戸市も受領していない。 委託事務の執行の適正化を図るために、手続きの順守を図るべきである。	18		Ⅳ	75

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	福祉情報システム「教育・保育給付等」多子軽減対応 その3	担当課では、当事業が「政府調達に関する協定」の対象事業であることは認識されてはおられたが、こども家庭局事務事業委託審査委員会へ提出する同議案の記載に一部不備が見られ、神戸市のホームページで公表される「委託契約における特命随意契約の結果について」で事実と異なる記載がなされている。 当該契約は、原則として一般競争入札をしなければならない。例外として、随意契約ができる場合として、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（特例政令）」第11条第1項各号に該当する場合に限定されている。なお、当該規定には、「地方自治法施行令第167条の2第1項2号（その性質又は目的が競争入札が適しないもの）が準用されていない。 当事業では、随意契約で株式会社野村総合研究所に発注している。こども家庭局事務事業委託審査会議案で、「4（2）随意契約を行う予定である場合、法令に定められている事由（地方自治法施行令第167条の2第1項各号、又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令第10条第1項各号）のいずれに該当するか。」で、特例政令第11条各号で受審しなければならないのに、両規定を根拠に受審されている。また、上記ホームページの公表で、「地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当」と記載されている。 適正な契約手続が望まれる。	19		V	77
環境局	平成28年度リサイクル工房ろっこう運営業務委託料の支出	仕様書に示された企画事業に係る実績報告書の提出を受けることなく検査合格とされていた。委託の検査及び履行確認においては委託した事務事業が適正に遂行されたことを確認する必要がある。	20		IV	80
	産業廃棄物の適正処理に係る研修会開催等業務に係る委託経費支出	本件委託業務のうち相談指導業務の範囲が同協会から提出された見積書と委託業務実施報告書との間で乖離が生じており、委託業務実施報告書の内容から推察すると実質的に同協会がおこなっている事業にかかる費用を補助したものといえる。本件は不当な委託契約であり、補助金として支出すべきである。	21		I	82
経済観光局	有馬温泉有明山荘境界確定測量業務	本件は委託契約として契約締結している。この点、市の説明では地番錯綜により調査対象となる土地の位置関係、周辺所有者の状況が複雑かつ不明瞭であり、仕様書に調査項目や条件を落とし込むことが困難であること、また追加調査等の突発的事象が発生する可能性が高いことから、その他請負ではなく委託契約としたとしている。しかし、本件業務は契約内容から通常の測量業務の範疇であり、契約事務手続規定第13条3項「測量および地質調査」に該当することから、その他請負契約として手続すべきである。	22		II	84
	神戸市水稻共済事業に係る土づくり資材の調達及び配布業務	当該業務は物品調達業務と各戸への配布業務とが組合わさった業務であり、契約形態で見れば物品購入契約とその他請負契約（契約事務手続規程（経理契約）第13条1号）にあたる。 この点、市の説明では「水稻共済損害防止事業の目的は、市内畜産農家の家畜糞尿を原料とする袋詰め完熟堆肥を水稻共済加入者へ配布し、水稻の生育に好適な土づくりを促すことで、共済事故の防止を図ることとともに、農薬及び化学肥料の使用量低減と資源循環を推進することである。そのため、市内の畜産農家により適正な飼養衛生管理のもと飼養されている牛の排泄物を原料として製造された完熟堆肥を調達し、かつ、農閑期の限られた期間に堆肥配布該当者約2800戸へ、効率的に配布することができる地理的情報をもち合わせる必要があるとして「専門的な情報、知識又は技術を活用しなければならない」に該当するため委託契約である（委託事務の執行の適正化に関する要綱第4条第1類型）。」としている。 しかし、一般にも販売されている完熟堆肥を調達し、約2,800戸の決められた畜産農家に配布することが同条項に示される「専門的な情報、知識又は技術」にあたるとするのは拡大解釈であるといえよう。したがって具体的かつ一義的な仕様書内容であり、委託契約ではなく経理契約として競争入札すべきである。	23		II	85

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
建設局	平成28年度 休日・夜間緊急出動業務その2	単価の単純合計は合理的な比較方法とは言えない。過去実績に基づく出勤時間から設計比率を算出する等、合理的な基準で比較すべきであることに留意すべきである。		12	Ⅳ	89
		当契約は随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。しかし、意見-12で述べたように設計比率等を用いて業務量を設計し、請負契約とした上で、合計額での競争入札を行うべきである。	24		Ⅱ	89
		平成28年10月1日の兵庫県の最低賃金は819円である。当契約の待機区分にかかる単価はこれを大きく下回っている。当契約は委託契約であり、最低賃金制度の適用外ではある。しかし、委託契約の受託者側は常に待機用に1名確保する必要がある、待機時間であっても、労働法上の扱いとしては、任務から解放されない以上、労働時間として認定されることとなる。 当契約に際して委託先が労働法や最低賃金制の違反をしない限り採算が成り立たないような低廉な単価設定を神戸市が求めるならば、それ自体が不当な強圧性を発生させかない。指摘事項-24の通り、契約自体を請負契約とし、最低制限価格を設ける等、契約内容を見直す必要があることに留意すべきである。		13	Ⅳ	89
	平成28年度休日・夜間緊急出動業務（電気設備に係る緊急対応）	単価の単純合計は合理的な比較方法とは言えない。過去実績に基づく出勤時間から設計比率を算出する等、合理的な基準で比較すべきであることに留意すべきであることに留意されたい。		14	Ⅳ	91
		当契約は随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。しかし、意見-14で述べたように設計比率等を用いて業務量を設計し、請負契約とした上で、合計額での競争入札を行うべきである。	25		Ⅱ	92
		平成28年10月1日の兵庫県の最低賃金は819円である。当契約の待機区分にかかる単価はこれを大きく下回っている。当契約は委託契約であり、最低賃金制度の適用外ではある。しかし、委託契約の受託者側は常に待機用に1名確保する必要がある、待機時間であっても、労働法上の扱いとしては、任務から解放されない以上、労働時間として認定されることとなる。 当契約に際して委託先が労働法や最低賃金制の違反をしない限り採算が成り立たないような低廉な単価設定を神戸市が求めるならば、それ自体が不当な強圧性を発生させかない。指摘事項-25の通り、契約自体を請負契約とし、最低制限価格を設ける等、契約内容を見直す必要があることに留意すべきである。		15	Ⅳ	92
	平成28年度 神戸市土木工事資材単価等作成業務委託	ホームページで公表することを検討されたい。 意見2を参照。		16	Ⅴ	94
		建設資材等の市場価格の実態調査は、他の自治体においても（財）建設物価調査会と（財）経済調査会が受託先として有力ではあるが、両者での一般競争方式や総合評価落札方式等での入札で選定されているケースが多い。総合評価方式での入札が可能である案件に対し、委託内容が調査であるために委託契約だとして、随意契約とするのは適切ではないものとする。業者選定方法について再検討する必要がある。	26		Ⅲ	94
	スラブ点検に伴う天井撤去業務	上記契約に関し、受託者は仮設撤去工事については㈱谷森工務店へ、警備については日本機動警備㈱へ再委託している。 再委託を行う場合には受託者からの承諾申請書および再委託の承諾が必要となるが、再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、仕様書上に記載があった場合においてもその有無及び実施内容についてより明確に把握するために、再委託申請書を徴取し、その可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では上記の再委託の手続きが行われていない。今後、適正な事務手続きが必要である。	27		Ⅳ	96

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
住宅都市局	平成28年度住宅耐震化促進事業・現場審査業務委託	委託事務審査委員会議案書では、業者選定理由として「指定確認検査機関は、建築基準法に基づく検査、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく検査等、木造住宅に関する高い技術的ノウハウを有するとともに、中立的な立場での現場審査を行うことが可能である」と記載されている。しかし、仕様書も具体的かつ一義的に作成されており、当該業務は見積合わせではなく競争入札を実施するべきである。	28		Ⅲ	98
	自家用電気工作物施設保安管理業務（清風公民館他）	個別ヒアリングでは、電気事業法第43条第1項に「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。」と記載されていることを、見積合せによる業者の選定理由であるとの説明を受けた。しかし、価格のみで業者を選定していることから、当該業務は見積合わせではなく競争入札を実施するべきである。	29		Ⅲ	100
みなと総局	臨港地区内防災対策業務（単価契約）	市は経理契約できない理由として地方自治法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を挙げている。 この点、所管課の見解として、「台風が襲来した際の作業内容は、作業員が現地の地形や利用状況等を確認し、その場で予想される被害状況を判断し、対策を講じる必要がある。具体例として土嚢を積みあげる際、神戸港内の潮位は接近する台風の進路や大きさ等により、場所ごとに異なる。現地で潮の高さや波浪の向き等を確認したうえで、土嚢の設置延長や高さ・方向を決定する必要がある、これらの作業内容を仕様書に記載することは不可能である。緊急時の作業員については、災害時の作業員の確保を事前に依頼するため下請け業者を事前に決める必要があるが、夜間や緊急時には市の判断を仰ぐ時間の余裕もない為、その時期や作業量は元請けである受託者の判断にまかせる必要がある。緊急時の作業員についても同じく仕様書に記載することは不可能であり、経理契約になじまない事業である。」との回答を得ている。 しかし、土嚢の高さや場所、作業員の細やかな作業全てを仕様書に記載しなければ、経理契約にできないとは考えられない。同様の契約で経理契約の上、競争入札を行っている例は存在する。したがって、委託契約ではなく、経理契約（その他請負）に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。	30		Ⅲ	102
	須磨海岸警備業務	市は過去5年間において、継続して㈱セプレ24が受託しており、また簡易プロポーザル方式によって業者選定を行っているとしている。平成28年度の状況は以下のとおりである。5社のうち4社が辞退している。簡易プロポーザル方式を採用しているが、企画提案応募依頼を行っている5社のうち4社が辞退しており、競争性は働いていない。この点、市は辞退届を入手しているものの、辞退理由書については入手しておらず、正確な辞退理由を把握していない。プロポーザル方式を採用していたとしても、競争性が働くようにすることが望ましい。辞退理由を適切に把握し、競争原理を取り入れるようにされたい。		17	Ⅲ	104
		当契約は形式的には簡易プロポーザル方式による選定としているが、外形的には特命随意契約であると見られかねない。特命随意契約かつ契約金額が100万円超の契約についてはホームページで公表するよう検討されたい。 意見-3を参照。		18	V	104
消防局	消防車両整備等業務委託契約定例支出	消防局保有車両は毎年常時整備しなければならないものであるが、トラック大手4者が辞退又は不参加で、結局1者により21年間継続して業務を委託するという結果となっており、全く競争原理が働いていない。これは仕様書で単年度契約でありながら、消防局整備工場において検査員2名を含む自動車整備士5名以上を配置することとなっていることが原因である。受託者の雇用者5名を単年度契約で常時配置するのは来年の保証すらなく経営リスクが高すぎるわけである。 本件契約は毎年必ず必要な市民の安心安全を確保するインフラ整備に関する業務であり、その業務を競争状態に置くためできるだけ長い複数年度契約を導入すべき時期であることに留意されたい。 ホームページに公表することを検討されたい。意見-2を参照。		19	Ⅳ	106
				20	V	106
教育委員会事務局	共通	受託者への再委託承認通知書等については、行財政局契約監理課において例示はされているが、様式は定められていないため、各課において個々の承諾申請書に基づき承諾内容を明示した書面を作成し、通知している。このため、同じ受託先でも契約件名と再委託先しか記載していない課もあれば、受託者が遵守すべき事項を明確に記載している課もあり、同じ受託先に対しては記載事項を合わせるなど事務局内において再委託承諾通知書の統一的な運用を検討することが考えられる。		21	Ⅳ	108

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	神戸高専設備等保守管理業務	委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	31		Ⅳ	110
	平成28年度不要薬品等運搬廃棄処分業務	委託料の支払いについて、①の契約では神戸市はアサヒブリテック株式会社に対して総額1,081千円（変更後 1,032千円）を支払うとしている。一方、③の契約では「委託料は、甲（神戸市）が別途収集運搬契約を締結するアサヒブリテック株式会社に収集・運搬委託手数料と処分委託手数料を一括して支払う。アサヒブリテック株式会社はこの中から乙（野村興産株式会社）へ処分委託手数料を支払うものとする」と定めている。つまり、野村興産株式会社と直接契約をしているにもかかわらず、委託料については再委託の場合と同じくアサヒブリテック株式会社に対して一括して支払うものとされている。このように委託料について契約の相手先ではなく第3者に対して支払う契約を締結することは、3者間における金銭授受の問題にもなりかねず適切ではない。 なお、②、③の契約については神戸市の標準的な委託契約書と異なる様式の契約書を用いていたため、標準的な委託契約書を用いていればこのような委託料に関する非定型文の記載を防止できたことが考えられる。	32		Ⅳ	112
		委託期間について、①の契約では「平成29年2月1日から平成29年3月31日までとする」と記載されているが、②、③の契約ではこれに加えて「ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件でさらに1年間更新されたものとし、その後も同様とする」とする自動更新条項が追記されている。しかし、地方自治法第232条の3には「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法定又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」とあり、契約その他の行為は予算の金額の範囲内で行われなければならないとされている。このため、後年度予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。 なお、②、③の契約については神戸市の標準的な委託契約書と異なる様式の契約書を用いていたため、標準的な委託契約書を用いていれば自動更新条項などの非定型文の記載を防止できたことが考えられる。	33		Ⅳ	113
	高等一般科棟トイレ改修他工事設計業務	委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	34		Ⅳ	114

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	神戸市情報教育基盤サービス提供業務委託	委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、契約期間は「契約締結日から平成32年12月31日まで」となっているが、再委託に係る期間は「平成26年6月16日より平成27年3月31日まで」となっており、契約期間と再委託期間が一致していない。これは、契約日（平成26年6月16日）に受託先から再委託承諾申請書を受理し、再委託の承認をしたが、申請書における再委託期間が「平成26年6月16日より平成27年3月31日まで」となっていたためである。本来であれば、平成27年4月1日に改めて再委託承諾申請書を受理し、再度再委託の承認手続きを取るべきであったが、再委託期間の確認が不十分であったため、受託先から再委託承諾申請を受理していないにもかかわらず、平成27年4月1日以降も従来と同内容の再委託が継続していた。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	35		Ⅳ	116
	神戸市人事給与システム設計開発業務	委託契約における随意契約の公表（平成25年2月4日 行財第1395号）により、平成25年4月1日から契約金額が1,000千円を超える特命随意契約については、案件名称・契約日・契約の相手方・契約金額・随意契約理由・担当部署について神戸市のホームページに掲載することになっている。 しかし、本件に関しては契約金額が21,360千円と1,000千円を超えているにもかかわらず、神戸市のホームページに掲載されていない。地方自治法では、地方公共団体の契約方法は原則として競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できるとされていることから、随意契約の締結について契約の公正性や透明性をより高め、市民に対する説明責任を明確にするためにも、委託契約における随意契約の公表に関する取扱いを徹底して運用する必要がある。	36		Ⅴ	118
	葺合公民館・生田川児童館外壁改修他工事設計業務	設計監理業務の契約は委託契約とその他請負契約があり、目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できる業務は、その他請負契約になる。 本件では、その他請負契約として相手先と製造その他請負契約書を締結しているが、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費ではなく委託契約の場合に処理すべき第13節委託料となっている。本件は、その他請負契約のため、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費とすべきである。	37		Ⅱ	119
	神戸市図書館業務システムの運用・保守等委託	3年を超えた契約期間とすることについて十分な協議が行われたことを担保するために、所管課である教育委員会事務局は承認依頼書において個別・具体的にその理由を記載し、また、行財政局においても結果通知書において承認した理由を記載することが望ましいと思われる。		22	Ⅳ	121
	妙法寺小学校クラブハウス整備工事設計業務	設計監理業務の契約は委託契約とその他請負契約があり、目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示できる業務は、その他請負契約になる。 本件では、その他請負契約として相手先と製造その他請負契約書を締結しているが、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費ではなく委託契約の場合に処理すべき第13節委託料となっている。本件は、その他請負契約のため、支出科目はその他請負契約の場合に処理すべき第12節役務費とすべきである。	38		Ⅱ	123
	神戸市埋蔵文化財センター設備総括管理業務の支出（1期分）	平成26年度における3者での見積合わせでは、前回と同じ業者である神戸すまいまちづくり公社（以下、「公社」という）以外の2者は辞退している。一方、平成29年度における見積合わせでは、平成26年度から公社以外の見積先を変更したところ、1者辞退があったが、公社を含む3者から見積を入手することができ、公社以外の業者とより低い価格で契約を締結している。今後は、見積先の選定に留意されたい。		23	Ⅳ	125

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	学校給食共同調理場の調理等業務委託料の定例支出	長期継続契約では契約期間は3年以下の範囲内において定めるものとし、行財政局長が特に必要があると認めるときに限り3年を超えて契約期間を定めることができるとされている。長期継続契約との整合性を考慮すれば、本件のように単年度契約であっても3年を超える期間を前提としている場合には、長期継続契約と同様に行財政局長がかかわる仕組みを構築することが望ましいことに留意されたい。		24	IV	126
	受変電設備改修設計委託	委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出し、事務局から承認を受ける必要があり、また、承認された範囲内においてのみ行うことができる。 本件では、受託者からの再委託に関する承諾申請書には、再委託先として（有）岡本設備設計、（有）エムイーアイ設計事務所及び松田設備設計の3社が記載されていたが、業務完了後に受託者から受理した委託料精算書では、請負業者名として（有）設備企画AKEDO、（有）岡本設備設計、（有）エムイーアイ設計事務所及び松田設備設計の4社が記載されていた。このため、（有）設備企画AKEDOについては、事前の承諾がないにもかかわらず、再委託が行われており、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	39		IV	128
	学校施設の老朽改修に関する調査業務	委託契約における随意契約の公表（平成25年2月4日 行財第1395号）により、平成25年4月1日から契約金額が1,000千円を超える特命随意契約については、案件名称・契約日・契約の相手方・契約金額・随意契約理由・担当部署について神戸市のホームページに掲載することになっている。 しかし、本件に関しては契約金額が2,958千円と1,000千円を超えているにもかかわらず、神戸市のホームページに掲載されていない。地方自治法では、地方公共団体の契約方法は原則として競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できるとされていることから、随意契約の締結について契約の公正性や透明性をより高め、市民に対する説明責任を明確にするためにも、委託契約における随意契約の公表に関する取扱いを徹底して運用する必要がある。	40		V	130
	神戸市立学校施設改修設計	委託契約においては、受託者が自己の責任において委託業務を完全に履行することが原則であり、再委託は例外的なものである。このため、受託者が再委託を行う場合には、事前に事務局に対して再委託に関する承諾申請書を提出する必要がある。また、事務局は受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知する必要がある。 本件では、受託者から再委託に関する承諾申請書を受理しているが、受託者に対して再委託の可否について検討した結果を通知していない。このため、再委託承諾に関する手続きが適切に行われずに、委託業務が完了している。再委託については、例外的なものであり、事態を把握することなく無制限に認めるべきではないことから、再委託承諾に関する手続きを徹底して運用する必要がある。	41		IV	132
指定管理全体		各指定管理者から年度毎に提出されている「管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況」（収支報告書）は施設により様式が全く不統一であり、不明瞭な様式で提出している施設も多い。 収支報告書がこのような状況であると指定管理料の妥当性の把握、指定管理者間の比較可能性、モニタリングの有効性に支障が出る可能性があるため、指定管理運用マニュアル等で様式を統一するべきである。 またマニュアルには作成上の注意事項（自主事業との適切な区分、間接経費の適切な使用等）も記載した上で、適切な収支計算書が作成されるよう所管局が指導すべきである。	42			143

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	平成28年度の施設全体の指摘事項等	事業計画の確認状況については、どの程度実施するか明確に決められておらず、市全体でみた場合には、ばらつきがみられるところである。 北須磨文化センターでは、指定管理者から提出された事業計画書について、年度ごと（および四半期ごと）の計画に落とし込んだチェックシートにより、四半期ごとに進捗状況を確認しており、適切なモニタリングがなされている事例といえる。 事業計画は指定管理の際の仕様書を反映したものであり、その履行状況の確認は重要なモニタリングの手続項目であることから、他の施設においても、同様のチェックシートにより事業計画の進捗の管理を詳細に行うようにされたい。		25		143
		公募にあたってはインセンティブ導入を検討し、非公募の場合は公募に準じるとしているが、公募・非公募に関わらず、どのような性格の施設がインセンティブを原則として導入すべきかの基準を明確にし、仮にその基準に該当している施設がインセンティブを採用しない場合にはその理由を明示すべきことを運用マニュアル等に規定することが望まれる。		26		143
		特定非営利活動法人や地域団体等については所管課では応募団体の管理運営能力を選定時に適切に把握するとともに、問題があると思われる場合や存続可能性に疑念が残る場合等には一般の民間事業者のケースよりもきめ細かい指導・サポートや実効性のあるモニタリングが必要になるとと思われることに留意されたい。		27		143
	共同事業体の構成員の連帯債務について	「共同事業体結成届出書」には、「連帯して保証します」と記載されているが、共同事業体自体に法人格がないので、連帯「保証」ではなく連帯債務が正しいと思われる。 連帯債務は、重要な法律関係であるにもかかわらず、指定時に連名による書面の差し入れがされないのであれば、指定管理者協定書を連名にて記名押印する形式に改めるのが最も良いと思われる。		28		145
保健福祉局	しあわせの村	指定管理者制度は、公募で行うことが原則とされており、その趣旨は、公募により幅広い団体に応募を促し競争する環境を整えることであるが、市としてはそのような環境を整えていく責任があると考え。 そのためには、より積極的なインセンティブ制度を導入することや、投資計画によっては指定期間をより長期間に設定すること、また公募のやり方について現状分析を行い柔軟に見直していくこと等により、公募がより競争的となるよう検討されたい。		29		149
こども家庭局	港島児童館	港島児童館の案件では決裁書に指定管理料の増加額の根拠も増加理由も記載がないまま変更契約書が承認されている。 今後導入される内部統制制度のモニタリング機能を活かすためには、丁寧な文書化が必要であることに留意されたい。		30		152
経済観光局	ものづくり工場	3期目の指定管理者の公募の際に、1者が登録辞退をしており、結果として公募1者の形で指定管理者が選定されている。これについて、応募団体の辞退理由についての調査を行い、内容を分析し、仕様書の見直しを行う等、次回以降の公募の際に活かしていくようにされたい。		31		155
		指定管理者制度の趣旨に鑑みると、滞納管理等の業務についても指定管理者の主たる業務範囲として、民間の力を活用し、コスト削減を図るとともに、より効果的・効率的な回収を行っていくようにされたい。 また滞納管理等の業務についても指定管理者の主たる業務とすることで、入居者の審査に伴って発生する滞納管理等のリスクについても指定管理者が負うようにされたい。		32		156
		現在、ものづくり工場についてはインセンティブ制度が導入されていないが、滞納債権の管理・回収等の業務に積極的にインセンティブ制度を導入し、民間のノウハウを活用し、滞納債権をより効果的・効率的に回収していくようにされたい。		33		156

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	須磨海浜水族園	3期目の公募では、応募1者という状況であったが、指定管理期間を柔軟にすることで、より幅広く応募を募るようにされたい。当施設のように、未来投資等の先行投資を行っていく必要がある場合には、事業計画の内容によっては多額の投資が必要となり、投資回収の期間も長期間に及ぶことから、より指定管理期間を柔軟に設定し、幅広く競争相手を募るようにされたい。		34		159
		共同事業体の各構成員の責任について、出資割合に応じて責任を負う規定は、共同事業体内部においては有効であるが、第三者に対しては構成員が連帯して責任を負うことから、連帯責任を負う旨の記載を入れるようにされたい。共同企業体の構成員の連帯債務については、意見-28参照。		35		159
	神戸国際会議場・神戸国際展示場	4期目の指定管理の公募の際に、1者が登録辞退をしており、結果として公募1社の形で指定管理に選定されている。これについて、応募団体の辞退理由についての調査を行い、内容を分析し、仕様書の見直しを行う等、次回以降の公募の際に活かしていくようにされたい。		36		163
	神戸市立自然環境活用センター	事業報告として提出される施設管理業務の収支計算書は、収支ゼロとして作成されている。また、施設管理業務の収支計算書とともに提出される自主事業の収支計算書については、経費の区分が適切に行われていない。これは、施設管理業務の支出において、収入を超えた差額分を自主事業の支出にとして処理してきたことによるが、経費支出については適切に区分を行い、適正な収支計算書を作成するべきである。 また、市においてもモニタリングの際には、経費区分のチェックを行い、適正な収支計算書が作成されるように、指導を行うべきである。	43			166
	神戸市立農村環境改善センター	事業報告として提出される収支計算書は、過去数期にわたり収支ゼロとして作成されている。施設の老朽化が進んでいることから、年度末に蛍光灯・電池等の消耗品を購入していることが要因としているが、本来、経費の予算執行は収支ゼロまで無理に行うものではないことから、経費の執行を適切に行い、収支計算書を作成するべきである。 また、市においてもモニタリングの際には、チェックを行い、適切な収支計算書が作成されるように、指導を行うべきである。	44			169
建設局	離宮公園	離宮公園では指定管理が公募から非公募へと変更になったことに伴いインセンティブ制度が廃止されているが、非公募であってもより創意工夫をこらした集客策を実施してもらう仕組みとしてインセンティブを設定することが望ましいと考えられるため、今後導入を検討されたい。		37		175
	住吉公園及び大和公園テニスコート・駐車場	利用者に対するサービスの向上、行政経費の削減といった指定管理者制度のメリットや趣旨に鑑み、上記のような指定管理者制度の導入効果が明らかに不十分な施設では施設の管理方法の見直し（例えば業務委託への変更等）を適時に、かつ柔軟に検討されたい。		38		179
	市立西神中央駅前自転車駐車場	意見-27参照		39		185
みなと総局	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル	神戸市の顔とも言える港の玄関口をより魅力的にすべく、公募時に中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルの指定管理者に自主的な創意工夫策の検討を促すとともに、他の団体が指定管理者に応募しない理由を調査し、公募がより競争的となるよう検討されたい。		40		190

局	タイトル	内容	区分		類型	頁
			指摘	意見		
	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）	中突堤中央ターミナルでは今回の非公募のケースを除けば毎期指定管理者が入替わっており、また第4期では第3期の共同事業体が引き続き選任されている状況でもあるが、応募要領の記載漏れにより共同事業体協定書や引継確認書の提出を受けていないため、共同事業体内部での責任や役割分担の確認、及び業務の引継ぎが適正に行われたか否かの確認がとれていない。施設の管理水準を維持するため、応募要領を改訂しこれらの事項を漏れなく確認すべきである。	45			194
	神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス	非公募の理由として「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」との項目を根拠とする場合には、指定管理運用マニュアルに沿って検討を重ね、より具体的な理由を明示されたい。		41		197
共同事業体	離宮公園	担当者が現金と照合した徴収金明細票には担当者の実施印や確認証跡及び上長の承認印等が残っておらず、適切なチェック及び承認ができていないのか確認できない状況である。 離宮公園の入園料は公園緑化協会が徴収を代行しているものであり、あくまで神戸市の収入である。したがって神戸市と同等の管理手順が求められる。徴収金明細票は入園料の基本的な証憑と言えるため、照合の実施者と上長の承認証跡を明確に残すことが必要である。	46			198
		神戸市へ提出されている公園緑化協会グループの正味財産増減計算書では共同事業体の構成員である造園協力会の指定管理に係る経費実額が計上されておらず、また管理経費の内訳も示されていないので、作成方法を改めるべきである。	47			200
	しあわせの村	構成員のうち、（株）グリーンホスピタリティーマネジメント、（株）ウェルネス及び美津濃（株）では、確認証跡や上長の承認印が残されておらず、適切なチェック及び承認ができていない状況にある。ヒヤリングによると一定の手続きは行われているようであるが、第三者による検証が可能なように、確認証跡及び承認印を残しておくべきである。	48			201
		共同事業体の構成員は利用料収入等を受領した都度、現金受渡機へ入金しているが、一部収納金については、事務所内金庫にて保管した後、金融機関へ入金しているものもあった。 これらについても、他の収納金と同様に現金受渡機を活用するなどの方法により現金取扱いのリスク低減を図るように努められたい。		42		202
		（公財）こうべ市民福祉振興協会は、各構成員から収集した収支計算書や関係書類から、共同事業体の収支計算書を作成している。しあわせの村運営共同事業体では、全構成員が参加して行われる相互監査を開催し相互に質疑等を行い、内容を把握するように努めているが、収支計算書の詳細な検証までは行われていない。（公財）こうべ市民福祉振興協会は共同事業体の代表者として、各構成員の収支計算書については、より詳細な検証をローテーション等の方法により行うようにされたい。		43		202
	直営の公の施設の監査結果	運用マニュアル3.1では直営施設について「適時チェックを行い、説明責任等の観点から、その検討過程を適切に保存してください。」とあるが、今回の調査票提出で判明したことは、教育委員会事務局、市民参画推進局、経済観光局を除く局でチェックを実施していない。運用マニュアルにあるように適時チェックを行い、説明責任等の観点からその検討過程を適切に保存するべきである。	49			212